

環境省・オフセット・クレジット(J-VER)制度認証委員会 御中  
(事務局:気候変動対策認証センター)

平成23年12月22日

## 温室効果ガス排出削減・吸収量認証依頼書

オフセット・クレジット(J-VER)制度における検証が終了しましたので、利用約款記載のダブルカウントを回避するための措置を適切に執り行うことを誓約のうえ、下記の温室効果ガス排出削減・吸収量の認証を依頼いたします。

プロジェクト名			
徳島県林業公社社有林森林吸収プロジェクト ～公有林化を進める“とくしま絆の森”プロジェクト～			
【依頼者】 プロジェクト代表事業者			
事業者名(フリガナ)	社団法人徳島県林業公社(シャダンホウジントクシマケンリングョウコウシャ)		
住所	徳島県徳島市南庄町五丁目69番地		
代表者氏名	熊谷 幸三	代表者役職	理事長
担当者氏名	竹内 浩実	担当者 所属部署・役職	業務課 技術主任
担当者 E-mail	mail@forest-tokushima.or.jp	担当者電話番号	088-634-3155
プロジェクト事業者・プロジェクト参加者			
プロジェクト事業者名	木頭森林組合 徳島県那賀郡那賀町大戸字春森36		
プロジェクト参加者名	徳島県 徳島県徳島市万代町1丁目1番地		
オフセット・クレジット(J-VER)取得予定者			
事業者名(フリガナ)	社団法人徳島県林業公社(シャダンホウジントクシマケンリングョウコウシャ)		
	以下のうち当てはまる項目に☑		
	<input checked="" type="checkbox"/> 本プロジェクトのプロジェクト代表事業者である。		
	<input type="checkbox"/> 本プロジェクトのプロジェクト事業者である。		
	<input type="checkbox"/> 本プロジェクトのプロジェクト参加者である。		
妥当性確認・検証機関			
妥当性確認機関名	一般財団法人 日本品質保証機構		
検証機関名	一般財団法人 日本品質保証機構		

プロジェクト情報	
プロジェクト登録番号 (4 ケタ)	0047
プロジェクト登録日	2010年11月15日
プロジェクト概要 <sup>1</sup>	<p>【プロジェクトの目的・内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>徳島県では、「誇り」と「豊かさ」を実感できる「21世紀のとくしまづくり」を進めるために策定した、今後の県政の運営指針「オンリーワンとくしま行動計画」において「未来を守るとくしま森づくり」の施策として、「とくしま公有林化プロジェクト」を立ち上げた。</li> <li>具体的には、徳島県林業公社が平成16年度に企業からの寄付金を受けて基金を創設(とくしま絆の森基金)し、整備されていない民有林を、「とくしま絆の森」として購入取得し、水源かん養など公益的機能の高度発揮を重視する「流域モデル林」を造成する間伐などの森林整備を進めると共に、森林ボランティアなど多様な担い手の参画による森づくり活動を進めている。</li> <li>本プロジェクト対象事業地は、この「とくしま絆の森」で取得した森林である六丁目浦山と御朱印谷山を対象として持続的に管理経営するため、間伐が必要な人工林を適期に間伐し健全な森林を維持するとともに、活発な光合成による二酸化炭素の吸収を促進する。また、木材の搬出利用による二酸化炭素の固定と山村地域の雇用の創出、林業後継者の育成を図る。</li> <li>間伐した森林の二酸化炭素吸収量について、オフセットクレジット(J-VÉR)を取得・販売し、その追加的資金を活用し、整備の遅れた民有林の取得、森林整備(間伐、搬出間伐)、作業道の整備、ボランティア活動等を更に進め、環境に配慮した森林経営のモデル林を造成していく。</li> </ol> <p>【適格性基準との整合性】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>条件1 プロジェクト対象地は、森林施業計画を那賀町に認定を受けており、森林法第5条に定める森林である。</li> <li>条件2 ①プロジェクト対象地は、資料2 森林施業計画書、資料3-1 施業計画図、資料空中3-2 写真で森林施業計画対象林であることが確認された。 ②プロジェクト対象地は、資料2 森林施業計画書の長期の方針に基づいて森林として管理するものであり、土地転用は計画されていない。 ③間伐方法は、六丁目浦山社有林は、高性能林業機械を用いた列状間伐(33%)と架線集材による定性間伐(30%)を実施している。御朱印谷山社有林においては、定性間伐(30%)を実施している。なお、プロジェクト期間内に主伐は計画されていない。 ④プロジェクト対象地は、2007年4月1日以降に施業を実施しており、伐採届けにより確認できる。</li> <li>条件3 プロジェクト対象地の施業計画の認定番号と期間は下記のとおりで、計画期限が切れることなく、次期計画を提出する。 ・六丁目浦山社有林(認定番号 17368001)自 H2005.10.23 至 2010.10.22 ・御朱印谷山社有林(認定番号 18368002)自 2006.9.29 至 2011.9.28 森林施業計画の長期の方針には、「スギ・ヒノキ人工林は非皆伐・長伐期施業とする」と記載している。 プロジェクト対象地は、水源保安林に指定されており、間伐実施前に保安林内間伐届出書を県に提出し、許可を得ている。</li> </ul> <p>【法令遵守状況】 森林・林業基本法(第9条森林所有者としての責務)、森林法(第11条森林施業計画)を遵守している。</p> <p>【採用技術】 間伐面積の測定:ポケットコンパス(牛方式半円高度分度付 S-28)平成15年5月6日導入耐用年数5年、測量ロープ 樹高の測定:バーテックス(VERTEXⅢ ハグレフ社)平成16年2月5日導入耐用年数5年</p>

<sup>1</sup> プロジェクト概要はプロジェクトの目的・内容の他、適格性基準との整合性・法令遵守状況・採用技術・モニタリング方法・GHG算定式の方法論への準拠性・モニタリング体制・QA/QC体制等に関する内容を3ページ以内で具体的に記述してください。登録時から変更がなければ登録時と同内容を、登録時から変更がある場合は相違点を具体的に記述してください。

胸高直径の測定: 輪尺

【モニタリング方法】

モニタリングポイントの選定は、六丁目浦・御朱印谷山において下記のとおりとする。  
設置にあたっては、モニタリング方法ガイドラインに則す。

【六丁目浦】

尾根部で区域(30ha 以内)を二分割して、林相及び地形が標準的な位置ですぎ・ひのき別に合計4箇所のモニタリングプロットを4箇所設置。

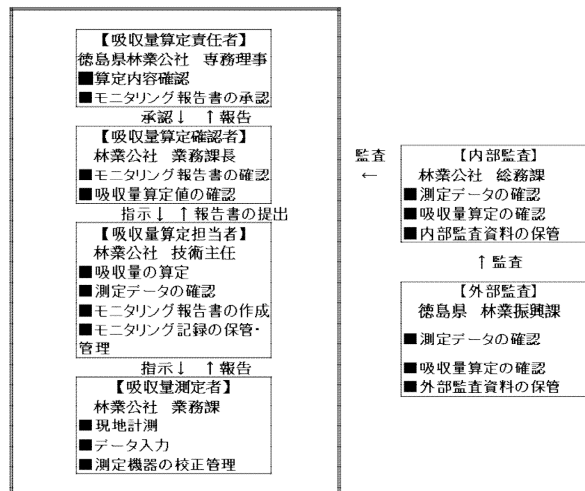
【御朱印谷山】

間伐の施業年度により、林相及び地形が標準的な位置ですぎ・ひのき別に合計3箇所のモニタリングプロットを3箇所設置。

【GHG 算定式の方法論への準拠性】

(オフセット・クレジット(J-VER)制度モニタリング方法ガイドラインに全て準拠する。

【モニタリング体制】



【QA / QC 体制】

・教育・訓練の実施状況と記録

1. 実施者

林業公社 業務課 竹内浩実

2. 対象者

林業公社 職員

3. 実施時期

平成 22 年 10 月 13 日 8 時(内部教育)

平成 23 年 1 月 20 日(カーボン・オフセットマッチング in 大阪)参加者 大田・竹内・福原

平成 23 年 10 月 19 日(カーボン・オフセットマッチング in 高知)参加者 竹内・安藝

4. 実施内容(モニタリングガイドラインに基づく)

・プロットの設定方法

・プロットの取得方法並びに計測方法

5. 記録

別添記録簿のとおり

・情報の保管

1. 保存方法

保存するデータには、下記の事項を記載した。

1)取得場所 徳島県那賀郡那賀町丈ヶ谷字六丁目浦 59,60

徳島県那賀郡那賀町木頭折字御朱印谷山 1-1,1-2,1-5,4

2)取得者 竹内浩実 他 13 名

3)取得年月日 平成 22 年 10 月 13 日、14 日

4)作成年月日 平成 22 年 10 月 18 日

5)その他必要な事項

データの保存形式は、サーバー内にバックアップを作成し、電子媒体にコピーした。

また、プリントアウトした紙面も保存。

2. 保存期間

作成日より平成 35 年 3 月 31 日まで保存。

	<p>・データの確認</p> <p>1. 実施者 林業公社 総務課</p> <p>2. 確認方法 データの信頼性を確保するため、モニタリング調査データと入力データを比較した。適切な係数が用いられているか、複数の者で確認した。</p> <p>3. 確認内容</p> <p>1)測定データの確認 2)吸収量算定値の確認</p> <p>・内部監査 (監査員の指名) 内部監査を行う監査員は、複数名とし、総務課の課員のうちから専務理事が指名した。 (内部監査実施計画の作成等) 監査員は、モニタリング終了までに内部監査責任者を1名定め、及び内部監査実施計画を作成し、専務理事に報告。(平成 23 年 10 月 11 日) (内部監査結果の報告) 内部監査責任者は、内部監査の終了ごとにその結果をとりまとめた内部監査報告書を作成し、専務理事に報告。(平成 23 年 10 月 18 日) 内部監査報告書は、監査終了後10年間保管。 (内部監査結果の不適合の是正) 不適合及び是正事項は発見されなかった。</p> <p>・外部監査 内部監査終了後、徳島県林業振興課担当者の監査を実施した。(平成 23 年 10 月 25 日)</p> <p>・測定機器の維持・管理(機器校正等)</p> <p>1. 実施者 林業公社 業務課 竹内浩実</p> <p>2. 実施内容</p> <p>・ポケットコンパス 磁場が安定している屋外で、磁北を検出し時計回りに1周する。これにより、コンパス自身と一緒に回転する磁気に影響がある電池やケーブル類の影響を排除し、正しい4方向を検出する。</p> <p>・バーテックス 巻尺で計測した距離で距離測定しLCD表示の距離数字か巻尺と等しくなるようキーで操作し調整する。</p> <p>3. 実施時期 ポケットコンパスは間伐実施前に実施し、バーテックスは平成 22 年 10 月 13 日と 14 日の測定前に実施した。</p> <p>(その他特筆すべき事項) なし</p>
<p>モニタリング結果概要<sup>2</sup></p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> プロジェクト計画に基づきプロジェクトを実施した。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> モニタリング計画書に基づきモニタリングを実施した。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> モニタリング方法ガイドライン・方法論に準拠した GHG 算定を行った。</p> <p>(その他特筆すべき事項) なし</p>
<p>適用モニタリング方法 ガイドライン</p>	<p>オフセット・クレジット(J-VÉR)制度モニタリング方法ガイドライン (森林管理プロジェクト用) ver2. 00.</p>

<sup>2</sup> モニタリング概要は、モニタリング方法において特筆すべき事項があれば記入してください。

適用方法論	方法論番号	001ver.3.00					
	方法論名称	森林経営活動による CO2 吸収量の増大(間伐促進型プロジェクト)					
<b>モニタリング結果</b>							
モニタリング期間	2010年12月1日～ 2011年10月31日						
＜方法論R001・R002・R003のみ＞ モニタリング対象面積	72.72ha						
排出削減・ 吸収量	年度	2008	2009	2010	2011	2012	合計
	t-CO2	—	—	169	292	—	461
認証依頼削減・吸収量	461t-CO2						

ダブルカウントの防止の措置	
ダブルカウントの防止の措置を講ずる事業者	<p>【ダブルカウント防止措置を講ずる事業者名】</p> <p>事業者名： 社団法人徳島県林業公社</p>
ダブルカウントの防止措置内容	<p>以下、該当する場合は、□に✓を入れ、必要に応じて詳細を記入してください。 (オフセット・クレジット(J-VER)制度実施規則 1.4「クレジットの二重使用」参照)</p> <p><b>【① 類似制度に基づく二重認証に関するダブルカウントの防止措置】</b></p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 類似制度へ申請しておらず、当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する温室効果ガス削減・吸収という環境に関わる付加価値(以下、「環境価値」という。)の認証を取得しません。</p> <p><input type="checkbox"/> 以下の類似制度(電力における RPS 法を含む)に申請しています</p> <p style="margin-left: 40px;">類似制度名: _____</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しておらず、今後も取得しません。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しているため、その分を控除いたします。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得していますが、以下の理由によりダブルカウントが生じていないことを証明します。</p> <p style="margin-left: 40px;">理由: _____</p> <p><b>【②第三者に環境価値を移転する際のダブルカウントの防止措置】</b></p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにより生み出されたエネルギー等(電気、バイオガス等)を第三者に売却する際に、その売却先に対して、環境に関わる付加価値はクレジット化されており、当該エネルギー等の価値には付随していないこと、及び、当該エネルギー等の価値の帰属先と、環境に関わる付加価値の帰属先が異なることを明示する「説明文書」を作成して、売却先に示します。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 森林管理プロジェクトの場合、当該プロジェクトの対象となった森林を第三者に譲渡する際に、その譲渡先に対して、環境価値はクレジット化されており、当該森林には付随していないこと、及び、当該森林の所有権の帰属先と、環境価値の帰属先が異なることを明示する説明文書を作成して譲渡先に示します。あわせて、当該森林の譲渡の際には、オフセット・クレジット(J-VER)制度利用約款森林管理プロジェクト特約の内容にも十分に留意します。</p> <p>※第三者が、当該プロジェクトから生じる環境に関わる付加価値がオフセットクレジット(J-VER)として使用されていることを知らずに、当該付加価値を二重に主張することを防ぐ必要があるため、妥当性確認時において、これらの防止措置が講じられる体制にあること(上記の「説明文書」の作成等)を確認する必要がある。</p>

**【② 主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止措置】**

以下の自主的な報告・公表媒体において、当該プロジェクトの内容、当該クレジットの発行量及び当該クレジット発行量のうち当事業者が無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）を明記します。

あわせて、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジット量については、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。

ホームページ

ホームページ <http://www.forest-tokushima.or.jp/>

出版物（環境報告書/定期刊行物）

その他 具体的に：  
\_\_\_\_\_

現在は、自主的な報告・公表を実施していないが、今後実施するにあたっては、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジットについては、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。

**【③ 公的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止措置】**

公的な報告・公表制度には参加していません。

以下の公的な報告・公表制度に参加しています

地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度の対象者である。

地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画（区域施策）の策定義務対象者（都道府県）である。

「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」参加事業者である。

地方公共団体が実施する以下の制度の対象事業者である。

制度名：  
\_\_\_\_\_

その他

具体的に：  
\_\_\_\_\_

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量については排出量とみなし報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、当該報告・公表制度の報告様式における適切な備考欄に記載します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、自主的な報告・公表値において報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

ダブルカウント防止措置責任者（プロジェクト代表事業者と同様の場合は記載不要）			
事業者名			印
住所			
代表者氏名		代表者役職	
担当者氏名		担当者 所属部署・役職	
担当者 E-mail		担当者電話番号	
備考欄			

以 上